

平成 27 年 5 月 19 日

東京大学国際部

国際交流における危機管理体制整備の取扱いについて

標記については、平成 27 年 6 月 1 日以降の各部局において開始可能な時期から、下記により取り扱うこととしますので、よろしくお願いします。

記

I. 学生の海外派遣：OSSMA

日本エマージェンシーアシスタンス(株)(以下 EAJ)が提供する「Overseas Student Safety Management Assistance」(通称 OSSMA：オスマ)を利用する。

1. 対象

以下を原則とする。ただし、当面は試行期間とし、各部局の判断で加入を任意とすることも可とする。

(1) 加入が必須となる場合

①対象者の範囲

以下の課程等に在籍する学生(休学者を含む)

A：学部学生(前期課程、後期課程)、学部研究生、学部特別聴講学生

B：大学院学生(修士課程、専門職学位課程、博士課程)、大学院研究生、大学院外国人研究生、大学院特別聴講学生、特別研究学生

C：研究所研究生

②海外渡航の範囲

A：本学が主催または募集・選考するプログラムで海外渡航する場合

例)・全学交換留学、部局間交換留学

・国際本部または各部局が主催するサマープログラム等の海外留学・国際交流プログラム、インターンシップ等

・体験活動プログラム、FLY プログラム、グローバルリーダー育成プログラムによる海外渡航

・各部局の授業や研究室による海外研修、海外フィールドワーク等

B：本学の財政的支援を受けて、もしくは本学の出張命令により海外渡航する場合

例)・本学から奨学金等を得て参加する海外留学・国際交流プログラム、インターンシップ、ボランティア等(他機関が主催するプログラムを含む)

・本学の出張命令により学生が行う海外調査、学会参加等

(2) 任意で加入できる場合

上記(1)以外の海外留学・国際交流プログラム、インターンシップ、ボランティア、学会等で海外渡航する場合

(3) 加入できない場合

上記(1)(2)以外の海外渡航(個人的な海外旅行等)

2. 申込み・支払いについて

(1) 加入料金：月額 3,240 円～年額 29,160 円(税込) / 1 名(詳細はウェブサイト参照)

(2) 経費は原則として学生の自己負担とする。

※各部局で負担することも可能。その場合は、国際部を通じて EAJ に連絡し、請求書払を行う。(便利帳に掲載の様式を国際部へ提出)

(3) 学生本人が本学ウェブサイトより申込みを行い、支払いは銀行振込による。

(4) ウェブサイトからの申込締切は、原則渡航 1 ヶ月前まで、銀行振込期限は渡航前までとなる。1 ヶ月前を過ぎてからの申し込みについては、国際部へ相談すること。

3. サービス利用方法(学生)

(1) 申し込みから数日後、国際部より学生へ以下についてメールで通知される。

- ・ OSSMA LOCATOR (加入者用ウェブサイト) のログイン ID
- ・ OSSMA ヘルプライン(電話サポート) の連絡先
- ・ OSSMA サービスガイド(PDF)

※パスワードは、学籍番号となる。(短期プログラム等で学籍番号がない場合は、EAJ がパスワードを設定し、国際部からメールで送付)

(2) 渡航前に OSSMA LOCATOR に渡航に関する情報を入力する。(渡航中も情報に変更があった場合は更新する。)

(3) 印刷やデータ保存等により、サービスガイドを緊急時に参照できるようにして渡航時に携帯する。

(4) OSSMA LOCATOR で、治安、災害、感染症に関する情報を確認可能。

(5) OSSMA ヘルプラインを利用する際には、大学名、氏名を伝える。(日英 2 カ国語対応) 学生の家族も利用可能。

(6) 加入していない者がサービスを利用した場合には、通常の 3 倍の加入料金が利用者に請求される。

4. サービス利用方法(本部・部局担当部署)

(1) OSSMA LOCATOR (大学担当者用ページ) により、OSSMA 登録者の情報が検索可能。

① URL、ログイン ID、パスワードについては国際部より各部局へ送付

② 本学の学生の情報の確認、ダウンロードができる。部局名、プログラム名(※)等で絞り込み可能

※プログラム名で絞り込みたい場合、便利帳に掲載の登録様式で国際部へプログラムを登録し、プログラムコードを取得する。

(2) 危機管理参考情報(現地の治安等)のメール配信(週 1 回)

※メール登録を希望する場合、便利帳に掲載の登録用紙を国際部へ提出

(3) 学生の安否確認サービス

- ①OSSMA による渡航先到着の確認、到着後の月 1 回の安否確認（メール）
 - ②各部局では OSSMA LOCATOR にて安否確認の状況を確認可能
 - ③一定期間連絡が取れない場合、EAJ より国際部に連絡。所属部局に速やかに確認
 - ④地震等災害時の安否確認も可能（安否確認メールによる確認、大学への連絡の有無の確認、電話による確認、現地へのスタッフ派遣による確認等）
- (4) 学生のトラブル対応等に関する相談が可能
- (5) 危機管理オリエンテーションの実施依頼等を行う場合、国際部を通じて申し込む。（費用は別途依頼者負担）日時・内容・担当者等をメールにて連絡すること。（様式なし）

5. 緊急時の連絡等について

緊急度のレベルによって以下の 3 種類の連絡パターンがある。

(1) 即時連絡（休日夜間を問わず、即時連絡）

- ①連絡基準：重症・死亡、重大事件化する恐れのある場合等 連絡手段：電話
- ②連絡ルート：EAJ→所属部局担当部署（者）→本部総務課危機管理チーム
 - ※緊急事案の性質に応じ、所属部局から関係本部へ連絡（国際本部、教育・学生支援部、環境安全本部等）
 - ※東大ポータル「危機管理に関する連絡体制」（本部総務課）のとおり

(2) 翌営業日連絡

- ①連絡基準：軽傷やメンタルヘルス事案による受診等 連絡手段：メールによるレポート
- ②連絡ルート：EAJ→所属部局担当部署（者）
 - ※事案の性質に応じ、必要な場合は所属部局から関係本部へ連絡

(3) 月 1 回のレポート

- ①連絡基準：医療ケース以外（盗難・紛失対応等） 連絡手段：メールによるレポート
- ②連絡ルート：EAJ→国際部 ※レポートの内容は関係部局に共有する予定。

6. 学生への周知方法

メール、ウェブサイト、掲示板等を利用し、加入が必須となる学生には周知を徹底すること。

(1) 周知の担当部署

- ①本学が主催するプログラム：主催する部署・担当者・担当教員
- ②本学から奨学金等を得て参加するプログラム：奨学金等を支給する部署・担当者

(2) 加入の確認

OSSMA LOCATOR で加入者が確認できる。万が一加入漏れがあった場合でもサービスの利用は可能だが、3 倍の加入料金を支払う必要がある。

(3) 周知の際の注意事項

本サービスは留学生危機管理支援サービスであり、海外旅行保険ではない。学生にかかった費用（医療費・緊急移送費用等）を補償するものではないため、海外渡航する学生は別途、海外旅行保険に加入する必要がある。（ウェブサイトや危機管理ガイドブックにもその旨明記し、注意喚起を行う）

II. 留学生等の受入：IMAS

日本エマージェンシーアシスタンス（株）（以下 EAJ）が提供する①「インバウンドメディカルアシスタンスサービス（Inbound Medical Assistance Service）」及び②「外国人留学生緊急時支援制度」（①②を合わせた通称 IMAS：アイマス）を利用する。

1. 対象

(1) 大学負担により加入できる留学生

①出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める在留資格により滞在する者（※）で以下の課程等に在籍する学生（休学者を含む）

A：学部学生（前期課程、後期課程）、学部研究生、学部特別聴講学生

B：大学院学生（修士課程、専門職学位課程、博士課程）、大学院研究生、大学院外国人研究生、大学院特別聴講学生、特別研究学生

C：研究所研究生

D：「東京大学における国際短期プログラムの実施に関する規則」に基づき受け入れるプログラム受講生

※【対象となる在留資格】（別表第一）外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

【対象外となる在留資格】（別表第二）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（難民、日系人の子孫及び配偶者等）、本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

②その他、国際本部長が認める学生

(2) 自己負担又は部局負担により加入できる者

① (1) 以外の留学生

② 外国人研究者

2. 申込み・支払いについて

(1) 加入料金：年額 1,540 円／1名

(2) 個人情報提供の確認等の観点から、学生本人が本学ウェブサイトより申込みを行う。

(3) 標準就業年限内は自動更新となる。（大学として IMAS の契約終了となった場合を除く）標準修業年限を過ぎた場合は、再度学生本人が申込みを行う。

(4) 申込日からサービスの利用が可能となる。

(5) 自己負担又は部局負担により加入を希望する者については、便利帳に掲載の申込書を利用開始日の1ヶ月前までに国際部に提出すること。

3. サービス利用方法（学生）

- (1) 申込時の返信メールや学内専用サイトに電話相談の連絡先が記載されているので、印刷やデータ保存等により、緊急時に参照できるようにして携帯する。
- (2) 実際に電話相談をする際には、大学名、氏名、所属部局を伝える。日英中の三カ国語で対応可能。

4. サービス利用方法（本部・部局担当部署）

- (1) 外国人留学生緊急時支援制度
留学生等が病気やケガをした場に、緊急に必要となる各種費用（移送・通訳・救援費用等）を大学に対して支援する制度。（保険金額 200 万円まで。対象外：自殺行為（死亡の場合を除く）、犯罪行為、地震・津波等）救急で保険金額以内の場合は、EAJ の判断で対応が開始される。それ以外のケースでの利用にあたっては、国際部へ相談すること。
- (2) 学生のトラブル対応等に関する相談が可能
- (3) 危機管理オリエンテーションの実施依頼等を行う場合、国際部を通じて申し込む。（費用は別途依頼者負担）日時・内容・担当者等をメールにて連絡すること。（様式なし）

5. 緊急時の連絡等について

緊急度のレベルによって以下の2種類の連絡パターンがある。

(1) 即時連絡（休日夜間を問わず、即時連絡）

- ①連絡基準：重症・死亡、重大事件化する恐れのある場合等 連絡手段：電話
- ②連絡ルート：EAJ→所属部局担当部署（者）→本部総務課危機管理チーム
※緊急事案の性質に応じ、所属部局から関係本部へ連絡（国際本部、教育・学生支援部、環境安全本部等）

(2) 月1回のレポート

- ①連絡基準：(1) 以外の場合 連絡手段：メールによるレポート
- ②連絡ルート：EAJ→国際部 ※レポートの内容は関係部局に共有する予定。

6. 学生への周知方法

- (1) メール、ウェブサイト、掲示板等により留学生に周知を徹底すること。（※来年度以降、留学生ハンドブック等にも記載）
- (2) 万が一加入漏れがあった場合でもサービスの利用は可能だが、その場合、自己負担で3倍の加入料金を支払う必要がある。

(3) 周知の際の注意事項

本サービスは留学生危機管理支援サービスであり、海外旅行保険や医療保険ではない。学生にかかった医療費等を補償するものではないため、日本滞在中の事故等に備え、留学生は別途、国民健康保険や海外旅行保険等に加入する必要がある。（ウェブサイトにもその旨明記し、注意喚起を行う）

IV 関連ウェブサイト

OSSMA 学生向けウェブサイト（準備中）

（日）<http://www.u-tokyo.ac.jp/res03/ossma.html>

（英）<http://www.u-tokyo.ac.jp/en/current-students/ossma.html>

IMAS 学生向けウェブサイト（準備中）

（日）<http://www.u-tokyo.ac.jp/res03/imas.html>

（英）<http://www.u-tokyo.ac.jp/en/current-students/imas.html>

教職員向け OSSMA・IMAS ウェブサイト（東大ポータル便利帳）（準備中）

<https://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/国際交流における危機管理体制整備>

危機管理に関する連絡体制（東大ポータル便利帳）

<http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/危機管理に関する連絡体制>

担当：国際部 危機管理体制運用検討 PT

国際企画課 飯嶋

国際交流課 関口

留学生・外国人研究者支援課 東郷・徳久（問合せ先）

内線 22515 seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp